(五) 完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制の見直しに伴い、完全支配関係がある法人間取引が、合併、分割又は株式交換による譲渡損益調整資産等の移転である場合において、当該取引が特定軽課税外国法人に該当する親法人の株式を対価とするものである等の一定の要件に該当するものであるときは、譲渡損益の調整制度を適用しない等の所要の措置を講ずることとした。（第六八条の二の三、第六八条の三及び第六八条の一〇九の二関係）

(六) 秩序犯に係る罰金刑の上限を三〇万円（改正前一〇万円）に引き上げることとした。（第六六条の四及び第六八条の八八関係）

資産課税

(一) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、次の見直しを行うこととした。（第六九条の四関係）

(1) 相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（改正前二〇〇平方メートルまで五〇パーセント減額）を適用対象から除外する。

(2) 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定する。

(3) 特定居住用宅地等は、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られることを明確化する。

(二) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（第七〇条の二関係）

(1) 非課税限度額（改正前五〇〇万円）を次のように引き上げる。

イ　平成二二年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者　一、五〇〇万円

ロ　平成二三年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者　一、〇〇〇万円

(2) 適用対象となる者を贈与を受けた年の合計所得金額が二、〇〇〇万円以下の者に限定する。

(3) 適用期限を平成二三年一二月三一日（改正前平成二二年一二月三一日）までとする。

(三) 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例について、特別控除の上乗せ（改正前一、〇〇〇万円）の特例を廃止し、年齢要件の特例の適用期限を二年延長することとした。（第七〇条の三及び旧租税特別措置法第七〇条の三の二関係）

(四) 非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度について、同制度が適用されない一定の法人の株式等を認定会社を通じて保有する場合における適用要件の明確化を図るとともに、この場合における当該認定会社の株式等に係る納税猶予税額の計算上、当該法人の株式等相当額を算入しないこととする等の所要の見直しを行うこととした。（第七〇条の七～第七〇条の七の四関係）

(五) 相続税及び贈与税の特例に係る義務的修正申告書又は義務的期限後申告書を提出しなかった者について申告書不提出犯（一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金）の対象とすることとした。（第七〇条の一三関係）

(六) 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その適用期限を二年延長することとした。（第七三条の二関係）

(七) マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置について、適用対象から施行再建マンションに関する権利について必要な登記を除外した上、その適用期限を二年延長することとした。（第七五条関係）

(八) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次の登記にあっては軽減税率が適用される資本金の額の上限を三、〇〇〇億円とした上、その適用期限を二年延長することとした。（第八〇条関係）

(1) 株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記

(2) 合併又は分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記における純増部分の登記　一、〇〇〇分の一（本則一、〇〇〇分の七）

(2) 土地の所有権の保存登記　一、〇〇〇分の〇・五（本則一、〇〇〇分の四）

(3) 土地の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の三（本則一、〇〇〇分の二〇）

(4) 土地の賃借権等の設定登記　一、〇〇〇分の一・五（本則一、〇〇〇分の一〇）

(三) 国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、所有権の保存登記及び抵当権の設定登記に係る軽減税率を一、〇〇〇分の三（改正前一、〇〇〇分の二・五）に引き上げた上、その適用期限を二年延長することとした。（第八二条の二関係）

(三) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる不動産から倉庫及びその敷地を除外するとともに、所有権の移転登記の軽減税率（改正前一、〇〇〇分の八）にあっては、次の見直しを行った上、その適用期限を三年（質権又は抵当権の移転登記にあっては一年）延長することとした。（第八三条の二関係）

平成二二年四月一日から平成二三年三月三一日まで　一、〇〇〇分の八

平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで　一、〇〇〇分の一一

平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで　一、〇〇〇分の一三

(四) 次に掲げる租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止することとした。

(1) 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が農用地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧租税特別措置法第七六条関係）

(2) 漁業協同組合が漁業協同組合連合会から権利義務の承継により不動産等を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧租税特別措置法第七八条関係）

(3) 農林中央金庫等が行う組織再編成によってする登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧租税特別措置法第八〇条の三関係）

(4) 独立行政法人都市再生機構から交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧租税特別措置法第八三条の二関係）

(5) 認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道施設を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧租税特別措置法第八三条の四関係）

(6) 独立行政法人農林漁業信用基金がその成立の時に旧法人（農林漁業信用基金）から承継した権利又は資産に係る登記又は登録に対する登録免許税の免税措置（旧租税特別措置法第八四条の三関係）